

《主にここが変わりました！》

要支援1・2の方が利用する訪問介護と通所介護が総合事業に移行しました

平成29年3月まで

介護給付（要介護1～5）

平成29年4月から

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問介護  
通所リハビリ など

予防給付（要支援1・2）

訪問介護、通所介護（※1）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業（※2）

○訪問型サービス

- ・介護予防訪問介護相当サービス（予防給付相当）
- ・はつらつ生活支援サービス（基準緩和型）
- ・短期集中訪問型栄養指導【平成30年6月～】
- ・短期集中訪問型リハビリテーション【令和4年4月～】

○通所型サービス

- ・介護予防通所介護相当サービス（予防給付相当）
- ・はつらつデイサービス（基準緩和型）

介護予防事業

一般介護予防事業

○介護予防の運動教室、サロンなど